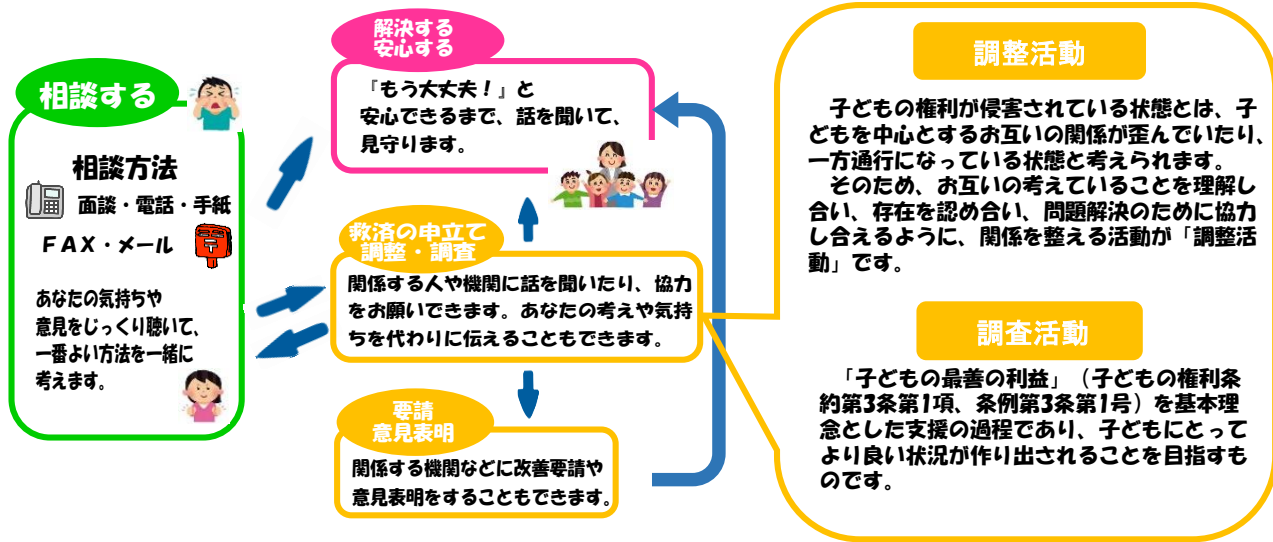




調整・調査活動をご紹介します！

【相談・救済の流れ】



★ 事例は、一部を変更しております。

【保護者からの電話】

保護者から「子どもが長期間学校を休んでいる。子どもは高校進学を希望しているが、どうすればいいのか分からない。」と、面談予約の電話がありました。

【子ども、保護者との面談を実施】

保護者は室内に入るなり溢れる胸の内を語り始めましたので、「子どもの問題の解決には、子どもの気持ちをしっかりと聴くことが基本となるため子どもとの面談を先に実施したい。」とお伝えし、了解をいただきました。

子どもと保護者を個別に面談し、子どもに起きていること具体的な事実や子ども自身の気持ちを丁寧に聴き取りました。子どもは「交友関係でとても深く傷ついたので、同年代の子どもがいる学校には行きたくない。しかし、高校進学が就職かなど進路を考えるとどうしたらいいのか分からない。」と話してくれました。

保護者は、学校の子どもへの対応に不信感を募らせ、学校に対して拒否的・批判的になっていました。

【調整活動の実施と結果】

子どもの権利擁護委員は、状況を確認するためには学校に向う必要があると判断し、子どもと保護者の同意を得て学校訪問を行いました。

学校は、子どものことをとても心配していましたが「保護者の強い不信感から、話し合いを持ってない状況にあり、生徒に会うことができない。」と語り、「“教育を受ける権利”の観点から生徒の登校に向けて協力してやっていけないものだろうか。」と提案がありました。

そこで、子どもの権利擁護委員は、行き違い、もつれている糸を解きほぐす役割を担い、生徒、保護者、学校がそれぞれに抱えている気持ちや考えていることを伝えるために、定期的に対話、提案等を行いました。

調査相談専門員は、子どもと電話やメールによる相談を何度も行いました。次に、子ども自身の力の高まりが感じられるようになり、「進学に向けて学習したい。」という気持ちが語られるようになりました。しかし、登校することには拒否的でしたので、公的機関の適応指導教室見学を提案し、調査相談専門員が同行しました。

学校の協力もあり、子どもは適応指導教室へ通うようになりました。さまざまな活動や行事に積極的に参加できるようになり、「自分らしさ」を取り戻し、安心して勉学にも励みました。“安心”を取り戻した子どもは、時折は学校にも登校できるようになりました。子どもの好転は、保護者の学校信頼にもつながっていきました。

【平成28年度の調整状況】

平成28年度は、8案件について延べ47回実施しました。

【平成28年度の調査状況】

平成28年度は、救済の申立て案件はなく、前年度から調査活動を継続していた「教職員等の指導上の問題」について、終結としました。

子どもの権利に関する出前講座

—子どもの悩みや課題について、子どもの権利擁護委員ともに話し合ってみませんか？—



沼田 徹委員（弁護士）

【テーマ】

今、なぜ『子どもの権利』なのか



小林 央美委員（大学院教授）

【テーマ】

『子どもの権利条例』の視点を子育てや教育のヒントにしてみませんか



関谷 道夫委員（臨床心理士）

【テーマ】

子どもの権利擁護は、親にとっても子どもにとっても最も身近な重要課題！

＝ 講座のご感想やご意見 ＝

● 今、なぜ『子どもの権利』なのか

- ・ 講座に入る前に、自分が子どもの頃の楽しいエピソードを話し合ったことで、「ひたすら遊びまくる」ことの大切さに改めて気づきました。
- ・ 「子どもが何かに夢中になることを保障すること」が大事ですね。

● 『子どもの権利条例』の視点を

- ・ 子育てや教育のヒントにしてみませんか
- ・ O・Xの評価を優先しないことが大事ということに納得しました。とても分かりやすく、参加型でありながら気楽に受けることが出来た。
- ・ 感謝の心、常に有難うの心を忘れていけないと思いました。相手に対しては、多様性の意識を！

● 子どもの権利擁護は、

- ・ 親にとっても子どもにとっても最も身近な重要課題！
- ・ 体を動かしたり、会話をしたりと楽しく活動できました。それに付け足して内容を話してくださったので、より理解が深まりました。
- ・ 人づきあいの know-how を知ることは、円滑な人づきあいが期待できると思えました。
- ・ とてもおもしろくて、あっという間の1時間でした。人をほめることに、日常の中でよいことを探すのは難しかったです。

【申込み・問合せ】

青森市福祉部子どもしあわせ課 子ども未来チーム
TEL/FAX 017-763-5678

青森市子ども権利相談センターだより

平成二十九年十二月
青森市子どもの権利
相談センター発行